

## 第17回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月25日(金)午前10時30分から
2. 開催場所 川西町役場 大会議室
3. 出席委員(10名)  
会長 10番 大沼 藤一  
会長職務代理者 9番 新野 勝廣  
委員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏  
5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子
4. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2 会議書記の指名
  - 第 3 会期の決定
  - 第 4 報告第31号 非農地証明の結果報告について
  - 第 5 議第 97号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)
  - 第 6 議第 98号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用貸借権の設定)
  - 第 7 議第 99号 農業委員会の適正な事務実施に向けた令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
5. 農業委員会事務局職員  
事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主査 竹田智弘、主事 淀野拓也  
主事 玉田絵里子
6. 会議の概要  
(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第17回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席5番勝見和彦委員、議席6番市川博幸委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より、高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとする  
ことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第31号、非農地証明の結果報告についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

1ページをお開きください。報告第31号、非農地証明の結果報告について、申請件数は1件で  
す。2ページをお開きください。願い人●●、土地については大字西大塚横道1333番地、地目は  
田で、面積は49㎡です。非農地となった時期及び事由ですが、昭和54年の住宅増築の際に、住  
宅に隣接する今回の申請地の一部を盛土して宅地として利用してきました。残りの農地も耕作でき  
る面積がないため、耕作はしておりません。調査員の意見、現地調査の結果、上記のとおり相違あ  
りません。令和3年6月16日、新野委員、鈴木委員、事務局職員2名、以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、議第97号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたし  
ます。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

3ページをお開きください。議第97号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見につい  
て、下記の者から農地の転用に伴う所有権の移転について、許可申請があったので知事に送付の  
意見を付せられたい。令和3年6月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。1  
番申請人譲渡人は●●、●●、譲受人●●、●●、土地については大字上小松宇天神1017-1、  
地目は田で762㎡のうち230㎡です。使用目的は一般住宅、付記として申請地を譲り受け、住宅を  
建設するものです。別添の農地転用補足資料で補足させていただきます。3ページの部分が今回  
の申請地となります。農地区分は第2種農地と判断します。土地の利用計画図については、6ペー  
ジのとおり利用計画となります。住宅を建設するための申請となります。事業費は●●万円で、全  
額融資で調達する計画です。こちらは融資見込証明書により確認しております。污水排水等は公  
共下水道、雨水は地下浸透の計画です。現地調査の結果、周辺農地への影響もなく許可基準に  
沿った申請内容と判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席1鈴木秀男委員より報告願います。

委員 鈴木 秀男

番号1番について、令和3年6月16日、新野委員と私、そして事務局で現地確認しております。申請の土地は、上小松地内にある第2種農地の田であり、譲受人が一般住宅を建築するための申請であります。転用後の土地の造成については1mの盛土を行いまして、L型擁壁で法面を保護するというので、周辺農地への影響もないと認めます。申請の内容に問題はないと判断します。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第6、議第98号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

4ページをお開きください。議第98号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から農地の転用に伴う賃貸借権の設定について、許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。令和3年6月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。1番賃貸人●●、●●、●●、賃借人株式会社セブンイレブン・ジャパン、土地については大字西大塚字松森二1832-4、田165㎡、計田3筆2、964㎡、畑1筆6.47㎡、使用目的はコンビニエンスストアということで、付記として申請地を譲り受け、コンビニエンスストアを建築し、道路利用者に対してサービスを提供するものです。続きまして農地転用補足資料により補足させていただきます。補足資料10ページをお開き頂まして、10ページの部分が今回の申請地となります。農地区分は第2種農地と判断します。土地利用計画図については13ページのとおりで、コンビニエンスストアを建築するための申請です。総事業費は●●万円で、全額自己資金で調達する計画です。こちらについては残高証明書により確認しております。汚水排水等は合併浄化槽であり、雨水は地下浸透の計画です。現地調査の結果、周辺農地への影響もなく許可基準に沿った申請内容と判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席1番鈴木秀男委員より報告願います。

委員 鈴木 秀男

番号1番について、令和3年6月16日に、新野委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、西大塚地内の第2種農地の田、畑であります。賃借人でありますセブンイレブン・ジャパンがコンビニエンスストアを建築するための申請であります。転用後の土地造成については1mの盛土を行い、法面は防草シートで保護を行い周辺農地への影響はないことを確認しました。申請の内容に問題はないと判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件については、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第7、議第99号、農業委員会の適正な事務実施に向けた令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

5ページをお開きください。議題99号、農業委員会の適正な事務実施に向けた令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、農業委員会の適正な事務実施について(平成21年1月23日付け20経営第5791号、経営局長通知)に基づき、前年度の点検・評価結果及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画を作成したので審議を求め。令和3年6月25日提出、川西町農業委員会会長名。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案を6ページ以降で説明します。

6ページをお開きください。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ということで、ローマ数字Ⅰの農業委員会の状況について1の農業の概要については、農林業センサス等に基づいて数値を記載しております。2の農業委員会の体制については、記載のとおりです。

次のページをお開きいただきまして、ローマ数字Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化について1の現状及び課題についてですが、令和2年3月現在で管内の農地面積4,950haに対して、

これまでの農地集積面積が3,342haで、集積率は67.5%となっております。課題としては担い手の高齢化や減少が懸念とともに、農地の効率的利用に向けた取り組みが必要となっております。2の令和2年度の実績については、集積目標3,500haに対して集積実績が3,226ha、うち新規実績が132haで92.2%の達成状況となります。3の目標の達成に向けた活動について、農地中間管理機構への集積促進を図るため、事業集積時期に応じた人・農地プラン検討会を3回実施いたしました。実績については表の内容のとおりです。次に、4の目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は認定農業者の減少によって、集積目標の達成とは至りませんでした。新規集積面積は昨年度より増加したため評価できると思います。また活動については、各プランの活動により効率的な担い手への集積につながったと考えております。

次のページをお開きいただきまして、ローマ数字Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の新規参入促進について1の現状及び課題についてですが、新規参入者の状況推移ですが、平成29年度に3経営体、25.6ha、平成30年度に4経営体、17.1ha、令和元年度に2経営体、38.4haであり、新規参入者の営農計画の充実が課題となっております。2の令和2年度の目標及び実績ですが、3経営体、15haに対して3経営体、89.7haでした。3の目標の達成に向けた活動については、新規参入者の審査会を3回実施し、営農計画の実効性を審査して参りました。4の目標及び活動に対する評価ですが、新規参入面積が大きくなったのは2つの法人が設立されて、農地が集積されたことによるものです。

次のページをお開きいただきまして、ローマ数字Ⅳ遊休農地に関する措置について1の現状及び課題について令和2年3月現在で管内の農地面積に対して、遊休農地面積が1.3haであり、0.03%の割合となっております。所有者不在農地の取り扱いや遊休農地所有者への指導徹底が課題になっております。遊休農地面積については、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により、把握した数値を記載しております。2の令和2年度の目標及び実績ですが、解消目標0.5haに対して実績はゼロとなっております。目標の達成に向けた活動については、昨年8月に農業委員、農地利用最適化推進委員とともに農地パトロールを行いまして、農地の利用意向調査を計26筆1.0ha行っております

次のページをお開きいただきまして、ローマ数字Ⅴ違反転用への適正な対応について1の現状及び課題は令和2年3月現在で違反転用面積はゼロです。令和2年度実績においても増加はありません。

次のページをお開きいただきまして、ローマ数字Ⅵ農地法等の事務に関する点検について1の農地法3条に基づく許可事務についてですが、1年間の処理件数は108件でした。すべて許可となっております。事実関係の確認については、事務局による申請書類の確認及び農地利用最適化推進委員による現地確認、申請者からの聞き取りを実施しております。総会においては、農地利用最適化推進委員の現地確認等に基づく農業委員の報告があり、関係法令や審査基準に基づき議案ごとに審議しております。事務の処理期間については、標準処理期間が申請書受理から25日に対して、平均で20日となっております。2の農地転用に関する事務についてですが、1年間の処理件数は22件でした。事実関係の確認については、2名の農業委員と事務局による書類審査及び現地

確認を実施しております。総会においては、許可基準に基づいて事業内容、立地基準等に沿って総合的に審議しております。事務の処理期間としては、標準処理期間の申請書受理から45日に対して、平均で45日となっております。なお、農地法3条、農地転用の審議結果については、議会議事録により閲覧及びホームページで公表しております。

次のページをお開きいただきまして、3の農地所有適格法人からの報告への対応についてですが、農地所有適格法人においては、事業年度終了後3カ月以内にその事業内容について、農業委員会に報告することとなっておりますが、管内の法人数18法人ありますが、すべて報告を受けております。次に4の情報の提供等についてですが、農地の賃借料情報の調査、提供については、調査対象1,411件についてホームページで提供しております。農地の権利移動等の状況把握については、対象507件について統計調査報告等で提供しております。農地台帳の整備について、整備対象農地面積4,920haのところを4,950haに訂正をお願いします。農地台帳の整備については農地面積4,950haについて権利移動等総会ごとに毎月更新しております。

次のページをお開きいただきまして、ローマ数字Ⅷ事務の実施状況の公表等について1の議事録、また、3の活動計画の点検、評価について、それぞれホームページで公表しております。以上までが令和2年度分で、14ページから令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画ということで、説明させていただきます。

14ページのローマ数字Ⅰの農業委員会の状況については、先ほどと同じく農林業センサスに基づいた数値を記載しております。農業委員会の現在の体制についても、変わらない体制ですので昨年と同じ数値となっております。

次のページをお開きいただきまして、Ⅱ担い手への農地の利用集積、集約化について2の令和3年度の目標及び活動計画について、農地中間管理事業の集積時期に応じて、今年度の人・農地プラン検討会を3回予定しております。集積率については、概ね67%に設定した3,300haを目標としたいと思います。ローマ数字Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について2の令和3年度においては、昨年度と同様新規参入の相談体制を充実させながら、関係機関と連携を図りつつ、3経営体20haを参入目標として掲げたいと思います。

次のページをお開きいただきまして、ローマ数字Ⅳ遊休農地に関する措置について令和3年度においても農地パトロールや農地の利用意向調査実施により、遊休農地の50%にあたる0.5haの解消を目標としたいと思います。最後にローマ数字Ⅴ違反転用への適正な対応についてですが、今年度においても違反転用農地が発生しないように、未然防止に努めていきたいと考えております。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について原案の内容とおりで決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本件について原案のとおり決定いたします。

これをもちまして、第17回川西町農業委員会総会を閉会いたします。